



税のお知らせ

1月の納税等

村民税／第4期
国民健康保険税／第7期
後期高齢者医療保険料／第7期
介護保険料／第5期
農業集落排水施設使用料／第5期
保育料／1月分
納期限／2月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にeLTAXが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、eLTAXに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書を提出してください

令和7年中に給与を支払われた方は、給与支払報告書を提出する必要があります。
給与支払報告書の個人別明細書は、個人住民税の課税の根拠とな

る重要な書類です。正しく記入のうえ、期限内に必ず提出してください。提出が遅れますと、納税通知書の送付も遅れますので、期限厳守をお願いします。

提出期限 2月2日(月)

給与支払報告書の提出期限は、給与の支払いがあった年の翌年の2月2日(月)ですが、事務処理の都合上、1月21日(水)までの提出にご協力をお願いします。

提出対象者

令和7年中に給与等の支払をしたすべての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)です。

提出先

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いがあった年の翌年の1月1日(今回は令和8年1月1日)現在の受給者の住所地の市町村です。

個人別明細書について

必ずマイナンバー、氏名カナ、生年月日を記載してください。記載がないと、個人特定ができない場合があります。

住宅借入金等特別控除などの特別控除の適用がある場合には、居住年月日、控除可能額、控除区分を正確に記載してください。記載

がない場合や誤った記載がされている場合、正しい課税ができません。

租税条約の適用となる場合は、摘要欄への記載(eLTAXの場合は条約免除欄のチェック)と、役場への届出の両方が必要です。どちらか一方でも欠けている場合、租税条約の適用ができませんのでご注意ください。

役場への届出書類

- ①租税条約に関する届出書(税務署に提出した書類)の写し一式
- ②在留カードの写し
- ③パスポートの写し

届出期限

3月13日(金)(郵送可)

総括表について

給与支払報告書を本村に提出する際には、本村から12月に送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を使用してください。独自の様式を使用し提出される場合は、役場から送付された総括表(特別徴収義務者指定番号の入ったもの)を併せて提出していただきますようお願いいたします。普通徴収者がある場合は、役場から送付された総括表下部の切替理由を記入してください。

eLTAXによる給与支払報告書の提出について

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の受取方法は、「①書面(正本)を郵送で受け取る」または「②電子データ(正本)をeLTAXで受け取る」のどちらかを選択してください。従来の「電子データ(副本)をeLTAXで受け取る」「受取方法は廃止され、書面と電子データの両方での受け取りはできません」。

また、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法についても、「電子データ(正本)で受け取る」が選択できます。

受取方法の選択は、eLTAXにて給与支払報告書を提出する際にシステム上で行います。原則年度途中での変更はできませんのでご注意ください。

適正で迅速な課税作業を行うため、ご協力をお願いします。

個人住民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代

1月21日(水)までの提出にご協力をお願いします。

マイナンバーについて

給与支払報告書および総括表、償却資産申告書の提出の際には、マイナンバーの記載が必要です。

法人の場合

法人番号を記入してください。

個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入してください。(12桁)
個人事業主の方が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認を行うため、次の①と②両方の書類を提示または写しを添付していただく必要があります。

- ①事業主の個人番号確認書類
 - ②事業主の本人確認書類
- ※マイナンバーカードであれば、個人番号確認と本人確認の両方が確認可能です。

問合せ先

総務部税務課

地方税の手続きは便利なeLTAXをご利用ください

eLTAXは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。申告、申請、届出から納税まで行うことができます。

利用のメリット

- ・自宅やオフィスから全地方公共団体に書類の提出ができるため、郵送コストの削減や窓口に出向く手間を省くことができます。
- ・eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータをそのまま送信できます。
- ・地方公共団体などが共同して運営する「地方税共同機構」が管理運営しており、無料で利用することができます。

利用時の注意

- ・給与支払報告書を提出する場合、特別徴収者指定番号と法人番号の両方を入力してください。
- ・償却資産申告書を提出する場合、法人番号を入力してください。
- ・法人住民税申告書を提出する場合、管理番号と法人番号を両方入力してください。管理番号がわからない場合は、役場から送

付する白紙の申告書に印字されていますので、ご確認ください。

利用時間

午前8時30分～午前0時
(土曜・日曜および祝日 12月29日～1月3日を除く)

※毎月最終土曜日および翌日の日曜日は利用できません。

問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

また、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAXホームページの「よくある質問」をご覧ください。

地方税ポータルシステム
エルタックス
eLTAX

eLTAXホームページ

確定申告には、税務署から届いた「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が必要です

確定申告をしたことがある方は、1月下旬から2月上旬にかけて税務署から「確定申告書」または「確定申告のお知らせ」が届きます（e-Taxにより申告書を送信された方を除く）。確定申告書の「納期限」および「予定納税額」等の確定申告に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。確定申告時にこれらの書類がない場合、正しい申告及び納税が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書または、収支内訳書も送付されません。津島税務署または役場玄関に準備していますのでそちらをご利用ください。また、国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」でも作成し、印刷することも可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、ご自宅等で「確定申告作成コーナー」から申告書作成し書

面により提出された方や次の相談会場で書面により提出された方です。

- ・税理士会による無料相談会場
- ・市町村役場による相談会場
- ・青色申告会による相談会場

問合せ先

・確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

津島税務署

☎ 26-2161（音声案内より2番を選択してください）

・確定申告作成コーナーに関する事

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

・青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

総務部税務課

津島税務署からのお知らせ

令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面

の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書、収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。

なお、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナンバーと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費等の情報が自動入力可能されるため、より簡単・便利に手続きを行うことができます（給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります）。

※マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が設けられており、有効期限を過ぎた場合は、e-Tax手続き等のご利用ができません。このため、有効期限が過ぎている場合には、早めに更新手続きをお願いします。

問合せ先

津島税務署

☎ 26-2161

（音声案内より2番を選択してください）



国税庁確定申告書等作成コーナー

警察からのお知らせ

けいさつ だより

★海部管内で自転車盗被害が増加しています★

- ・駐輪時には必ず鍵をかける
- ・ワイヤー錠等も活用し、ツーロックする
- ・防犯カメラの設置されている駐輪場を利用する等の防犯対策を心掛けましょう。

飛島村内犯罪状況（令和7年10月）

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし	
10月	0	0	0	0	0	
1～10月	3	0	0	1	0	
区分	特殊詐欺	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺	自動車盗	自転車盗	
10月	0	0	0	3	0	
1～10月	2	0	0	10	1	
区分	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)
10月	0	0	1	0	0	0
1～10月	0	1	2	0	0	4